

「第44回全国中学生人権作文コンテスト」実施要領

1 主催

法務省、全国人権擁護委員連合会

2 後援

文部科学省、一般社団法人日本新聞協会、日本放送協会、公益財団法人日本サッカー協会、公益財団法人日本バスケットボール協会

3 協賛・協力

公益財団法人人権教育啓発推進センター、公益財団法人人権擁護協力会

4 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作文を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

5 実施方法

法務局・地方法務局及び都道府県人権擁護委員連合会は、適宜の方法により、法務局・地方法務局ごとに地方大会を実施し、下記7(1)の推薦基準に従いその代表作文を法務省及び全国人権擁護委員連合会に推薦する。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、地方大会から推薦された代表作文について、下記8の中央大会審査会において審査を行い、表彰する。特に優秀な作品については、表彰式を実施する。

6 応募規定

(1) 対象

ア 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒

イ 上記アのほか、外国人学校その他の教育施設に在学する者であって中学

生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た自己の体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考察したことなどを題材としたものとする。

(3) 応募原稿の枚数

学校名、氏名、題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文とする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) その他

作文の創作に当たっては、上記4の趣旨及び(2)の内容に沿ったものとする。

特に、以下の点に注意すること。

ア 応募作文は、未発表のものに限る。

イ 盗作や不適切な引用等、既に発表済の著作物を不正に利用した作文を提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

ウ 生成AIの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とならない。

7 推薦基準等

(1) 推薦基準

地方大会の代表作文数は、その応募総数に応じて、次のとおりとする。

7,000編未満の場合	1編
7,000編以上30,000編未満の場合	2編
30,000編以上50,000編未満の場合	3編
50,000編以上70,000編未満の場合	4編

70,000編以上90,000編未満の場合	5編
90,000編以上110,000編未満の場合	6編
110,000編以上の場合	7編

(2) 推薦期限

令和7年11月19日（水）

8 中央大会審査会

上記7に基づき地方大会から推薦された代表作文について、中央大会としての審査を次の審査員（予定）により行う。

- (1) 有識者
- (2) 一般社団法人日本新聞協会事務局長
- (3) 日本放送協会解説委員
- (4) 文部科学省初等中等教育局視学官
- (5) 全国人権擁護委員連合会会長
- (6) 法務省人権擁護局長

9 表彰等

(1) 入賞発表の日（予定）

令和8年1月20日（火）

(2) 表彰（予定）

ア 内閣総理大臣賞	(1編)
イ 法務大臣賞	(1編)
ウ 文部科学大臣賞	(1編)
エ 法務副大臣賞	(1編)
オ 法務大臣政務官賞	(1編)
カ 全国人権擁護委員連合会会長賞	(1編)
キ 一般社団法人日本新聞協会会長賞	(1編)
ク 日本放送協会会長賞	(1編)
ケ 法務事務次官賞	(3編)
コ 法務省人権擁護局長賞	(25編)
サ 奨励賞	(若干編)

(3) 感謝状

以下の中学校等に対して、主催者から感謝状を贈呈する。

ア 地方大会の代表作文の応募者が在学する中学校等

イ 感謝状を贈呈する相当の理由があると認められる中学校等

(4) 表彰日（予定）

令和 8 年 1 月頃

10 その他

(1) 応募作文は、返却しない。

(2) 応募作文の著作権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 2 7 条及び第 2 8 条に規定する権利を含む。）は、主催者に帰属するものとする。

(3) 中央大会への推薦作文については、応募者の学校名、学年、氏名及び応募作文の題名を法務省ホームページにおいて公表するとともに、法務事務次官賞以上を受賞した作品については、同ホームページ及び法務省が作成する作文集等の冊子においてその内容を公表する。また、その他の推薦作文の内容についても、同様に公表することがある。

なお、作文の公表に当たっては、応募者の意向に基づき「学校名」、「学年」、「氏名」を非公表とすることがある。

おって、作文の公表に当たっては、作文の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

(4) 法務省は、上記(3)の公表作文について、法務省以外の第三者による刊行物への掲載を許可することがある。